

- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、航空券、バスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機能カードを含みます。）、各種データその他これらに類するもの、コンテンツ等での当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項①に定める補償金支払い義務の前項により損害賠償義務を重なって負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金を責任者、損害賠償義務とも履行されたものといたします。

#### 21. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結する際にしては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、船長、現地利手、当該旅行サービス提供機関又はお申込みに申し出なければなりません。

(4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用が当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払われなければならないものとします。

(5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額となります。

#### 22. オプションツアー又は情報提供

(1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプションツアー」といいます。）の第 20 項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレット等で企画者、当社と明示します。

(2) オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第 20 項（特別補償）で規定する事項に対しては、同項の適用に必要に備え補償金又は見舞金を支払いません。（但し、当該オプションツアーのご利用日とする募集型企画旅行の「無事故日」が7日、かつ、その旨/パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。）。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めに従います。

(3) 当社は、パンフレット上で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社第 20 項の特別補償規程は適用しません。（但し、当該オプションツアーのご利用日がお申込みに主たる募集型企画旅行の「無事故日」であり、かつ、その旨/パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。）が、それ以外の責任を負いません。

#### 23. 旅程保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が発生した場合（ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。）は、第 7 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社第 19 項①の規定に基づき責任が発生することが明らかでない場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送、宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合も変更補償金を支払います。）

ア 旅行日程と支障をもたらす悪天候、天災地変、火災、地震、火、暴動、火、官公署の命令、才、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、欠、遅延、運送スケジュールの変更等当初の旅行計画によらない運送サービスの提供 行、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要措置

②第 15 項及び第 16 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除後とされた部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができている場合には、当社は変更補償金を支払いません。

④本項①の規定にかかわらず、当社が①の②の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 7 項で定める「旅行代金」に 15% を乗じて得た額を上限とします。

また①の②の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がお振りにつき 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社はお客様との同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことといたします。

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに お客様へ通知した場合	旅行開始日以降に お客様へ通知した場合
①パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級及び設備のより低い料金のものの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
④パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレット又は確定書面に記載した本邦内および本邦外の間における直行便の乗継便又は経由 便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集/パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注 1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。

注 2：①に掲げる変更については、①～⑥の料率を適用せず、⑦の料率を適用します。

注 3：1 件とは、運送機関の場合 1 乗車毎に、宿泊機関の場合 1 泊毎に、その他の旅行サービスの場合 該当事項毎に 1 件とします。

注 4：④の②に掲げる変更が 1 乗車船又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船又は 1 泊につき 1 変更として取り扱います。

注 5：④に①に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1 泊につき 1 件として取り扱います。

注 6：④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関のものの変更に伴うものを含みます。

注 7：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

#### 24. 通協契約による旅行条件

当社は、当社が旅行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名などして旅行代金や取消料を支払う権利」を条件に旅行のお申込みを受け場合があります。通協契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

(受託旅行者による当該取扱が可能な場合があります。また取扱可能なカードの種別も受託旅行者により異なります。)

(1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行サービスを提供し旅行を行べき日をいいます。

(2) 申し込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社から通知していただきます。

(3) 通協契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社らが e-mail 等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

(4) 当社又は提携会社のカードにより所定の信票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第 14 項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」（ただし、契約成立日が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目にあたる日より前の場合、「14 日目にあたる日（休業日にあたる場合/翌営業日）」とします。

(5) 契約解除のお申し出があった場合、当社より旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して 7 日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30 日以内）をカード利用日として払い戻します。

(6) 与信等の理由により会員の申し出たクレジットカードでのお支払いができない場合、当社又は通協契約を解除し、第 14 項①の取消料と同額の違約料を申し受けず。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払いが完了した場合にはこの限りではありません。

#### 25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをうけた場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

#### 26. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行申込みの取扱いに際し、所定の申込書に提供された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目を yourself 選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供しただけの場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びご自分のサービスの受領のために必要な手続きがたない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引渡さないことがあります。

(2) 当社は、前号より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。お客様からお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。お申込みいただいたパンフレットに記載された運送・宿泊機関等及びサービス、手配代行に際し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。

その他、当社からは、①当社及び当社からの企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用していただきます。お客様がご自身の個人情報を提供することにより、本項①により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業が当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預けいたします。

(4) 当社は、当社が保有する、お客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要とされる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれ企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきますことがあります。なお、お客様の個人データの利用、訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用するグループ企業の商品及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、「株式会社大丸松坂屋百貨店（http://www.daimaru-matsuzakaya.com/）」をご参照ください。

(5) 当社は、旅行先でのお客様の便利なため、当社が保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、バスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データへの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

#### 27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

#### 28. その他

## ご旅行条件書（国内募集型企画旅行）

#### 14. 取消料

(1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には/パンフレット記載の取消料を、ご参加のお客様からは 1 室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

	取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1) 21 日目にあたる日以前の解除（日曜日旅行にあっては 11 日目）	無料
	2) 20 日目にあたる日以降の解除（日曜日に対しては 10 日目）（3～6 を除く）	旅行代金の 20%
	3) 7 日目にあたる日以降の解除（4～6 を除く）	旅行代金の 30%
	4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
	5) 当日の解除（6 を除く）	旅行代金の 50%
	6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

(2) 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。

(3) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

(4) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

#### 15. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

①お客様は/パンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込みの営業時間内にお受けします。

②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 23 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。

b. 第 12 項①に基づき、旅行代金が相場改定されたとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可避となるおそれがあるとき。

d. 当社がお客様に対し、第 5 項の②に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお申し出できなかったとき。

e. 当社の責に帰すべき事由により、/パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

③当社は本項①の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻します。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項①の②により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しいたします。

(2) 当社の解除権

①お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項①の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動中の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

d. お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

e. お客様の人数が/パンフレットに記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前（日曜日旅行は 3 日目にあたる日より前）に旅行中止のご通知いたします。

f. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、/パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

③当社は本項②の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項②の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

#### 16. 旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

①お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

②お客様の責に帰さない事由により/パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

③本項①の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社に帰すべき事由による場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2) 当社の解除権

①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b. お客様が第 4 項の③から⑤までのいずれかに該当することが判明したとき。

c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への過激、これら者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合。

d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

②解除の効果及び払い戻し

本項②の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目でも支払ひ、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当該旅行サービス提供者に支払い又はこれらを支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

③本項②の①の a、d より当社が旅行契約を解除したときは、お客様の請求に応じてお客様のご負担で出発地へ戻するための必要な手配をいたします。

④当社が本項②の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに關する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

#### 17. 旅行代金の払い戻し

(1) 当社は、「第 12 項の②(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第 14 項から第 16 項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては/パンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

(2) 本項①の規定は、第 19 項（当社の責任）又は第 21 項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

(3) お客様は出発日より 1 ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申出ください。

(4) クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡したクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

#### 18. 添乗員

(1) 現地添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとして実施します。

(2) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。

(3) 個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。

(5) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

#### 19. 当社の責任

(1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

(2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項①の責任を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのため生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災、いり発生する損害③運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのため生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自行動中の事故⑥食中毒の監視や運送機関の遅延、不通・スケジュール変更・経路変更などはこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮

(3) 手荷りに対して生じた本項①の損害につきましては、本項①のお客様からの損害通知期間定にかかわらず損害発生の日翌日から起算して 14 日以内に当社に対して申し出があった場合に限ります。賠償いたしません。

(4) お客様が旅行サービスを提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。

(5) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

#### 20. 特別補償

(1) 当社は前項①の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被らた一時的な損害につきましては死亡補償金（1500 万円）、後遺障害補償金（1500 万円を上限）、入院見舞金（2 万円～20 万円）及び通院見舞金（1 万円～5 万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物 1 個又は 1 対あたり 10 万円を上限、1 募集型企画旅行お客様 1 名あたり 15 万円を上限とします。）を支払います。

(2) 本項①にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供者の一切行為のない日については、その旨/パンフレットに明示した場合に限ります。募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酔酩い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスクाइイビング、ハンググライダー・搭乗、超経運動カニ機（モーター・エンジン、マイクロライト機）、フットライト機等）搭乗、ジヨイローン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項①の補償金及び見舞金を支払いません。

ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

#### 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

#### 2. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、 興大丸松坂屋百貨店（名古屋市中区栄 3 丁目 16 番 1 観光庁長官登録旅行業第 1979 号）（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することとなります。

(2) 当社はおお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを引き受けず。

(3) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、当社旅行契約募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

#### 3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1) 当社又は当社の受託業者所（以下「当社」といいます。）にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、/パンフレットに記載した申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

(2) 当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受けけることがあります。この場合予約の時点で契約は成立しております。当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。

(3) 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項②により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通協契約によって契約を成立させるとなると、第 24 項③の定めにより契約が成立します。

(4) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としてとの契約内容から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5) 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。

(6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(8) お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様に承諾を得て、お客様に期限を確認

## ご旅行条件書（国内募集型企画旅行）

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (3) お客様が、航空会社が任意で搭乗予定以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度（フレックストラベラー制度）に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (5) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第 19 項(1)及び第 23 項(1)の責任を負いません。

観光庁長官登録旅行業第1979号 （一社）日本旅行業協会正会員

**株式会社 大丸松坂屋百貨店 松坂屋名古屋店 旅行センター**

愛知県名古屋市中区栄3-16-1 電話番号：052-264-3911

総合旅行業務取扱管理者：近藤 仁彦

 一般社団法人  
日本旅行業協会

 旅行業公正取引協議会会員